



平成 17 年 6 月 29 日

各 位

| | |
|---------|-------------------|
| 会社名 | 株式会社ミロク情報サービス |
| 代表者の役職名 | 代表取締役社長 是枝周樹 |
| コード番号 | 9928 |
| 上場取引所 | 東証第二部 |
| 問合わせ先 | 経営管理本部長 滝本訓夫 |
| 電話番号 | 03-5361-6369 (代表) |

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 17 年 6 月 29 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20、商法第 280 条ノ 21 の規定および平成 17 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会の特別決議に基づき、当社の取締役、監査役、執行役員に対する報酬制度において、当社の株価や連結業績との連動性を引き上げ、株価変動によるメリットあるいはリスクを株主と共有することにより、取締役、執行役員の株価上昇および連結業績向上への意欲や士気ならびに監査役の適正な監査に対する意識をそれぞれ高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として発行する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社ミロク情報サービス平成 17 年 6 月発行新株予約権
（株式報酬型ストックオプション）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 192,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整することができる。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

3. 新株予約権の総数

384 個（新株予約権 1 個につき普通株式 500 株。ただし、2 項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の発行価額
無償で発行する。
5. 新株予約権の発行日
平成 17 年 6 月 30 日
6. 新株予約権の行使に際して払込むべき額
1 株あたり 1 円とする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
192,000 円
8. 新株予約権行使期間
平成 17 年 7 月 1 日から平成 47 年 6 月 30 日
9. 新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、執行役員を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員を退任した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から 10 日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。
 - (2) 各新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
 - (3) その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
10. 新株予約権の消却
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - (2) 当社はいつでも当社が取得し、保有する新株予約権を無償で消却することができる。
11. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価格中、資本に組入れる額
資本に組入れる額は 1 円とする。
13. 新株予約権の行使により発行された株式の配当起算日
新株予約権の行使により発行された新株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、権利行使による払込が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ新株が発行されたものとみなしてこれを支払う。

14. 新株予約権の発行条件等

割当を受けるものは新株予約権の発行日現在当社の取締役、監査役、執行役員であることを要し、当社との間で別途「新株予約権割当契約」を締結するものとする。

15. 割当先の概要

当社の取締役、監査役、執行役員の合計 22 名に割当てる。

以上